

令和3年度

ENEOS 奨学助成 実施要項

児童養護施設

母子生活支援施設

里親家庭



令和3年度

ENEOS 奨学助成 実施要項

児童
養護施設

母子生活
支援施設

里親家庭

1

目的

児童養護施設、母子生活支援施設および里親家庭の児童等が、高校卒業後の進学を希望する場合、経済的な困難が問題となることがあります。こうした児童等に対し、進学への道を開き、その能力を発揮する場を与えることは、児童の自立の促進をはかることにつながります。

本助成事業は、これら児童等が高等学校卒業後、大学・短期大学・専門学校等に進学する際の支度費等の一部を助成することにより、児童の進学を金銭面から援助し、もって児童の社会的自立を支援することを目的とします。

2

実施

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

3

対象者

※本奨学助成制度は、他の奨学金制度との併用も可能です

(1) 児童養護施設

高等学校卒業後、令和4年度に大学・短期大学・専門学校等への進学を予定している下記の児童等。

- ①児童養護施設に入所している児童
- ②児童養護施設を退所した20歳未満の方（年齢は令和4年4月2日現在の満年齢）

(2) 母子生活支援施設

高等学校卒業後、令和4年度に大学・短期大学・専門学校等への進学を予定している下記の児童等。

- ①母子生活支援施設に入所している児童
- ②母子生活支援施設を退所した20歳未満の方（年齢は令和4年4月2日現在の満年齢）

(3) 里親家庭

高等学校卒業後、令和4年度に大学・短期大学・専門学校等への進学を予定している下記の児童等。

- ①里親家庭に委託されている児童
- ②委託解除後、引き続き里親家庭で同居している20歳未満の方（年齢は令和4年4月2日現在の満年齢）

4

助成金額

対象となる児童等に、1人あたり10万円を助成します。

5

申請方法

(1) 申請者について

申請者は、児童養護施設および母子生活支援施設の場合は施設長、里親家庭の場合は里親とします。（児童本人の申請は不可）

(2) 申請書について

- ①申請書記入後は必ずコピーを取り、保管してください。
（申請後に変更が生じた場合に「申請書兼変更届」の再提出が必要となります）
- ②対象児童が複数名いる場合は、「申請書兼変更届」をコピーしてご使用ください。
- ③「振込口座」は、**施設または里親の銀行口座名をご記入**ください（児童本人の口座は不可）。
- ④申請書には、入学希望校（進学先）の合格通知書または入学許可証等、進学予定が分かる書類のコピーを必ず添付してください。

(3) 申請内容を変更する場合

- ①申請書類を提出後、「申請書兼変更届」の記入内容に変更が生じた場合は、コピーした「申請書兼変更届」の控えに変更箇所を赤字で修正のうえ、速やかにご提出ください。
- ②進学先が変更になった場合は、当該学校の合格通知書等のコピーをあわせてご提出ください。

進学先が確定していない等、合格通知書のコピーを添付できない場合は、「入学希望校」の欄に第1志望校を記入し、当該志望校の合格発表日等をご記入のうえ、申請書のみご提出ください。その後、合否判明次第（進学先確定次第）、上記(3)①②により、「申請書兼変更届」と合格通知書等のコピーをご提出ください。

6

申請書提出締切

令和4年2月14日(月)

当日消印有効／郵送のみ受付

（※提出期限を過ぎた申請は、理由の如何を問わず受付できません。）

7

選考・助成方法

- (1) 申請書類にもとづき、(福) 全国社会福祉協議会が設置する審査委員会において審査のうえ、助成の可否を決定します。
- (2) 助成決定後、申請者へ助成決定通知をお送りし（3月下旬頃郵送）、指定銀行口座へ助成金を振込みます。

（振込予定日）
令和4年3月30日(水)

※申請書の内容等に確認を要する場合、助成金振込の時期が遅れる場合があります。
※入学が春以降となる場合等は、助成金は入学時期の振込みとなります。

8

その他

申請後、諸事情により助成を辞退される場合は、必ず下記お問い合わせ先にご連絡ください。ご連絡後、「辞退届」をお送りいたします。

9

よくあるご質問

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------|
| Q すでに大学等に進学していても20歳未満であれば対象になりますか。 | A すでに進学されている方は対象になりません。 |
| Q 振込口座は信用金庫でも申請できますか。 | A 施設または里親の口座であれば、信用金庫でも申請できます。 |

10

申請書の提出・お問合せ先

- (1) 申請者が児童養護施設、母子生活支援施設の施設長の場合
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部（池本、高柳）
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509 E-mail taisyoji-sien@shakyo.or.jp
- (2) 申請者が里親の場合
公益財団法人 全国里親会
〒107-0052 東京都港区赤坂 9-1-7-857
TEL. 03-3404-2024 FAX. 03-3404-2034

ENEOS奨学助成事業は、 「ENEOS童話基金」のご協力により実施しています

この奨学助成事業は、「ENEOS 童話基金」からの寄付を元に、社会福祉法人全国社会福祉協議会（全社協）が実施しており、今年で19年目となります。

今年52回を迎えた「ENEOS 童話賞」は、ENEOSグループ全体の社会貢献活動の一つです。毎年、「心のふれあい」をテーマに、広く一般の方々からオリジナル童話作品を募集し、優秀作品を1冊の童話集『童話の花束』にまとめています。

『童話の花束』は、全国の児童福祉施設等に寄贈されるほか、系列のサービスステーションを運営する特約店や、系列のLPガ斯特約店の皆様のほか、ENEOSグループ各社やその役員・従業員の皆様が購入し、その売上金を全て「ENEOS 童話基金」に組み入れ、同基金から児童福祉の一助として、全社協にご寄付いただいています。

本奨学助成制度を開始してから、昨年度までの寄付金の総額は、約7億2千万円にのぼります。全社協ではこれまでに、児童養護施設を退所して進学した児童約5,060名、母子生活支援施設を退所して進学した児童約960名、里親家庭から進学した児童約1,230名へ助成を実施（昨年度助成実績753件）し、その社会的自立を支援しています。



「ENEOS 童話賞」と「ENEOS 童話基金」の詳細については、「童話の花束」ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.hd.eneos.co.jp/hanataba/>

本奨学助成の案内および申込用紙は、下記ホームページにも掲載しています。

全国社会福祉協議会ホームページ
全国児童養護施設協議会ホームページ
全国母子生活支援施設協議会ホームページ
全国里親会ホームページ

<https://www.shakyo.or.jp/>
<http://www.zenyokyo.gr.jp/>
<http://zenbokyou.jp/>
<https://www.zensato.or.jp/>

